

療養費（家族療養費）の請求について

～海外赴任中に病気やケガにより現地の医療機関で診療を受けた場合～

海外で診療を受けた場合、かかった医療費は全額自己負担となります。ただし、診療を受けた翌日から2年以内に所属する共済組合へ請求することで、療養費又は家族療養費（以下「療養費」という。）の給付を受けることができます。

国内で診療を受ける場合

医療機関で診療を受けるとき、いわゆる保険証（組合員証又は被扶養者証）を提示することで、保険診療（※1）を受けることができます。

これにより自己負担額は総医療費の3割となり、残りの7割は医療機関から共済組合へ直接請求されることとなります。

（※1） 保険診療 厚生労働省で認められた治療を厚生労働省が定めた金額で行う診療

海外では？

海外では保険証が使えませんので、全額自己負担となります

どうすればいいの？

海外で診療を受けた場合

やむを得ない事情（※2）で医療費の全額を支払った場合、必要書類を添付の上、所属する共済組合に請求することで、自己負担額のうち日本国内の保険で認められる部分の7割分（※3）が共済組合から給付される療養費制度があります。海外での診療もこれに該当します。

（※2） やむを得ない事情

海外で診療を受けた場合（療養目的の渡航を除く。）、組合員証の再発行申請中の場合、へき地など保険医療機関がない場合など

（※3） 日本国内の保険で認められる部分の7割分

療養費は、「日本国内の保険」で認められた部分について計算されるため、海外で風邪の治療を行っても療養費として計算されるのは、日本国内で風邪の治療を受けた場合にかかった費用の7割分となります。ただし、保険で認められる部分として計算した額よりも、実費の方が少ない場合は、実費の7割分となります。

海外で負担した金額の7割が給付されるわけではありません。

具体例をみてみましょう。

日本国内での総医療費が10,000円（保険診療）である風邪の治療を受けた場合

【日本国内】

10,000円×0.7=7,000円・・・共済組合負担

10,000円×0.3=3,000円・・・自己負担

【海外A国（同じ風邪の治療が日本円で100,000円の場合）】

日本国内では10,000円のため

10,000円×0.7=7,000円・・・共済組合負担（療養費）

100,000円-7,000円=93,000円・・・自己負担

【海外B国（同じ風邪の治療が日本円で1,000円の場合）】

日本国内では10,000円だが、実費の1,000円の方が低いため

1,000円（実費）×0.7=700円・・・共済組合負担（療養費）

1,000円-700円=300円・・・自己負担



最後に手続について、御案内します。

★療養費請求手続について★

1 次の①～④の全ての書類を、所属する共済組合の支部へ提出してください。なお、全ての書類が整わない場合は、療養費を支給することができませんので御留意ください。

① 海外療養費支給申請書

② 診療内容明細書（様式A…歯科以外（別添1）、様式C…歯科（別添2））

③ 領収明細書（様式B…医科・歯科共通（別添3））

④ 領収書原本

※ ①の書類は、各支部で様式が異なりますので、出国前に必ず所属支部へ確認してください。

※ ②及び③の書類は、現地の医療機関で証明を受けてください（各支部共通の様式ですので、必ずこれを使用してください。公立学校共済組合本部のホームページ（<http://www.kouritu.or.jp> トップページ→共済制度について→短期給付について調べる→「海外療養費請求書類の様式が変更になります」）に様式を掲示しています。）。なお、②及び③のいずれも和訳が必要（和訳に要する費用は自己負担）となります。和訳がない場合又は和訳の内容が不十分である場合は、療養費を支給できませんので御留意ください。

2 請求は原則として診療を受けた日の翌日から2年以内に行ってください。（2年を経過すると時効となり請求できなくなります。）

3 一時帰国の際に日本国内で保険診療を受けるためには、これまでどおり組合員証の提示が必要となります。



御不明な点や手続の詳細については、所属の支部へお問い合わせください。